

秩父都市計画地区計画(秩父市決定)

都市計画秩父公園橋通り沿道地区計画を次のように決定する。

名	称	秩父公園橋通り沿道地区計画	
位	置	秩父市中村町1丁目及び道生町地内	
面	積	約0.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、本市の都市景観を代表するシンボルロードの沿道にふさわしい景観の形成と商業施設等の立地誘導を行い「賑わいと都市美に彩られた新たなる秩父市の顔づくり」を実現することを地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	シンボルロードの沿道にふさわしい都市景観を形成するために、商業施設等を中心とした土地利用により建築物の用途の混在をさげ、統一性のある沿道景観を創出する。	
	地区施設の整備方針	道路事業により整備されたシンボルロードについて、その整備効果及び機能が損なわれないよう維持保全を図る。	
	建築物等の整備方針	建築物の用途の制限、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を加えることによって、統一された沿道景観の形成を図るとともに防災上及びまちなみの美観上の観点から、かき又はさくの構造の制限を行い、良好な地区環境の向上を図る。	
地区整備計画に関する事項	建築物等に 関する 事項	建築物等の用途の制限	以下の建築物を建築してはならない。 ①倉庫業を営む倉庫 ②15㎡以上の畜舎
		建築物の敷地面積の最低限度	120㎡ ただし、地区計画決定時に当該規定に適合しない土地については、その全部を一つの敷地として使用する場合は、適用しないものとする。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から都市計画道路秩父駅前通線の道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 ただし、車庫及び物置等の附属的な建築物はこの限りでない。	
	建築物等の形態又は意匠の制限	1 屋外広告物は、次の各号に適合させなければならない。 (1) 一宅地あたり一広告物とする。 (2) 表示面積は1.5㎡以下とする。 (3) 自家用広告物とする。 (4) 敷地内に設置し、路上への張り出しを行わない。 (5) 地区の環境に調和した色彩とする。 2 建築物の外壁の色は、地区の環境に調和したものとする。	
	かき又はさくの制限について	都市計画道路秩父駅前通線に面するかき又はさく(門柱、門扉は除く)の構造は、次の各号に掲げるものとする。 1 生垣、竹垣 2 道路面からの高さが1.5m以下の透視可能なフェンスで基礎の高さは60cm以下とする。 3 組積造は高さ1.0m以下で、フェンス等を含み1.5m以下とする。 4 秩父駅前通線と高低差がある敷地の高さの制限は、次のとおりとする。 (1)敷地が道路面より上の場合は敷地基準面から高さ1.5m以下とする。 (2)敷地が道路面より下の場合は道路面から高さ1.5m以下とする。	
備	考		

「区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

シンボルロードの沿道にふさわしい都市景観の形成を図るとともに、幹線道路の沿道地区として後背地の住環境保護を目的に商業施設等の立地を誘導し、賑わいのある沿道地区の形成を目的とする。